

船舶事故等調査報告書

平成26年3月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第116号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年6月9日（日） 14時25分ごろ
発生場所	広島県呉市 <sup>いづき</sup> 齋島西岸 齋島89m頂から真方位290° 280m付近 （概位 北緯34° 07.1′ 東経132° 47.2′）
事故等調査の経過	平成25年7月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート バクシン、4.0トン
船舶番号、船舶所有者等	270-40473広島、親力海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	プロペラ翼に曲損、船外機のチルトシリンダーの漏油
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、齋島西岸付近に係留するため、陸上に知人1人を上げて船首索を取った後、錨を投下するために船尾にもう1人の知人を配置し、船長が、後進をかけて冲出し中、船尾船底に衝撃を感じて機関を停止したが、平成25年6月9日14時25分ごろ水面下の岩に船外機が乗り揚げた。 船長は、交通船を要請して帰った。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
その他の事項	本船の喫水は、船首尾共約0.5mであり、船外機のプロペラの翼端は海面下約0.8mにあった。 船長は、水面下の岩の存在を知っていたが、船尾に配置した知人に水面下の岩を確認するように指示していなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、齋島西岸付近で係留作業中、船尾から投錨しようとして後進する際、船長が後方の水面下の岩を確認しなかったことから、同岩に船外機が乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、齋島西岸付近で係留作業中、船尾から投錨しようとして後進する際、船長が後方の水面下の岩を確認しなかったため、同岩に船外機が乗り揚げたことにより発生したものと考えられ

	る。
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 岩場のある海岸近くで機関を使用する場合は、推進器翼の水面下の深さを考慮し、水深等を確認すること。</li></ul>